

平成29年度(28年分) 給与支払報告書提出についてのお願い

千葉県 流山市

1 給与支払報告書を提出する必要がある方

- 平成29年1月1日現在給与の支払いをする方（パート・アルバイトを含む）
- 退職者で平成28年中の給与支払額が30万円を超える方
・・・給与支払額30万円以下の方についても提出にご協力ください。

提出期限：平成29年1月31日（火）

提出先：平成29年1月1日現在（28年中に退職した方は、退職した日現在）の住民登録地

2 平成29年度からの改正点と引き続きのお願い

■ 平成29年度からの改正点

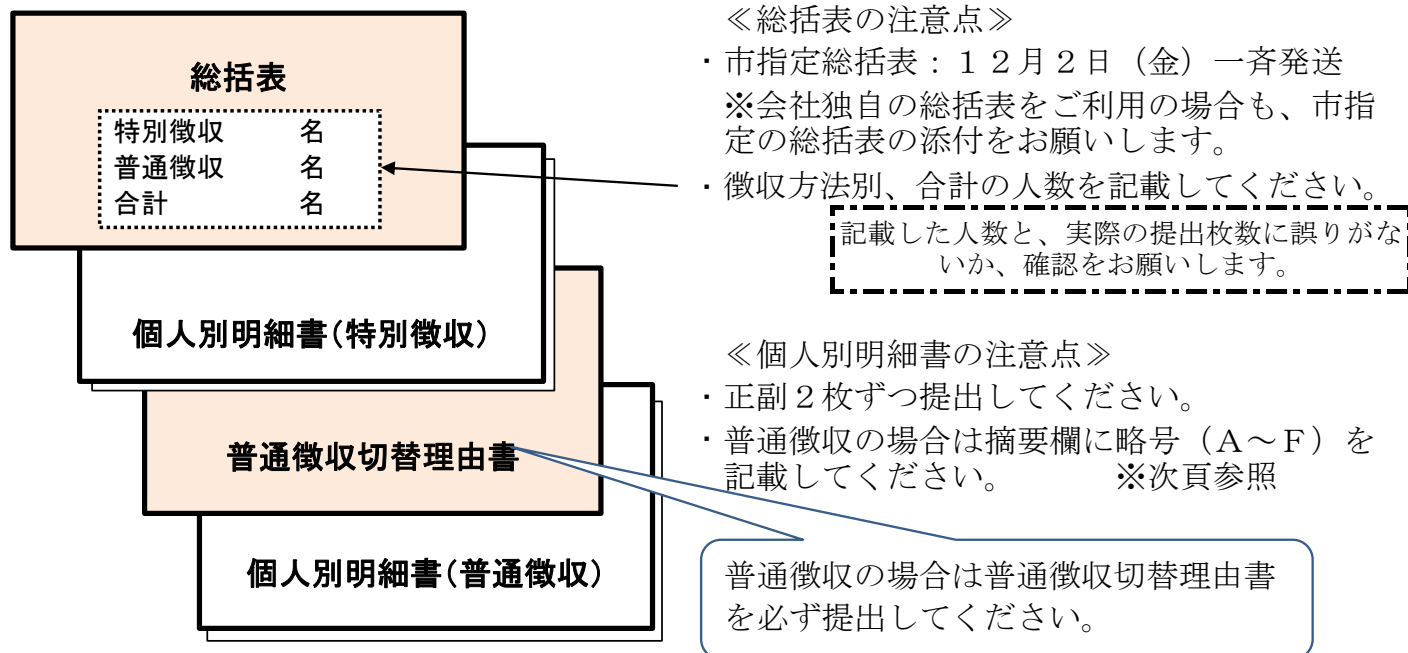
- ① マイナンバー（個人番号（12桁）及び法人番号（13桁））の記載が必要です。
- ② 給与支払報告書（個人別明細書）の様式変更により、Ⅰ控除対象扶養親族、Ⅱ住宅借入金等特別控除額の内訳、2点の記載方法が大幅に変わります。

■ 前年度から引き続きのお願い

- ① 千葉県内の全市区町村では、個人住民税の特別徴収を徹底しています。制度への御理解と御協力をお願いいたします。
- ② 住宅借入金等特別控除を適用した方のうち、「特定取得（※）」に該当する場合は、給与支払報告書（個人別明細書）にその旨を必ず記載してください。

※「特定取得」とは、住宅の取得等の費用に含まれる消費税額等に8%が適用される場合をいいます。

3 給与支払報告書の提出方法（紙媒体）



※ 上図のように並べて提出してください。

4 普通徴収について

普通徴収が認められるのは、以下の理由に該当する場合のみです。
 該当する理由がない場合、理由を確認できない場合は特別徴収となります。

普通徴収切替理由書 抜粋

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者など)	人
普C	給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が965,000円以下を含む)	人
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	人
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで)、休職者	人
合 計		人

《紙媒体で提出の場合》

- ① 普通徴収切替理由書の提出
- ② 個人別明細書の摘要欄に略号の記載

《e L T A Xで提出の場合》

- ① 個人別明細書の普通徴収該当にチェック
- ② 個人別明細書の摘要欄に略号の記載

※普通徴収切替理由書の提出は不要です

5 給与支払報告書作成時の注意点

●・・・変更点、▲注意点

●支払を受ける者、控除対象扶養親族、支払者のマイナンバーを記載してください。

- ① ▲支払いを受ける方の、フリガナと生年月日を記載してください。
- ② 平成29年1月1日の住所(退職者は退職時の住所)を記載してください。
- ③ ▲16歳未満の扶養親族を除いた、控除対象扶養親族の数を記載してください。
- ④ ▲16歳未満の扶養親族の数を記載して下さい。(省略不可)

平成29年度年齢要件

特定扶養	19～22歳	平成6年1月2日～平成10年1月1日生まれ
老人(配偶者)扶養	70歳以上	昭和22年1月1日以前生まれ
年少	16歳未満	平成13年1月2日以降生まれ

- ⑤ 老人扶養、特別障害者の内、同居している老親等、特別障害者の人数を記載してください。
- ⑥ 小規模企業共済等掛金がある場合には、二段書きになります。
 上段には小規模企業共済等掛金額、下段には上段の小規模企業共済等掛金額や、国民年金保険料等の金額を含めた社会保険料等の合計の金額を記載してください。
- ⑦ 生命保険料控除は下段の内訳を必ず記載してください。1円未満の端数は繰り上げです。
- ⑧ ●住宅借入金等特別控除の適用がある場合は、その内訳を記載してください。居住開始年月日が平成26年4月1日以降かつ、特定取得に該当する場合は、区分に「住(特)」と必ず記載してください。
- ⑨ ●扶養控除対象者の氏名を1名ずつ記載してください。
- ⑩ ●扶養親族が5名以上いる場合は、Ⅰ一括弧書きの数字、Ⅱ備考欄にマイナンバー、Ⅲ摘要欄に対象者氏名を記載してください。
- ⑪ ▲中途就職・退職した方であれば、その年月日を記載してください。
 中途就職者について、前職分の給与支払額を含めて年末調整した場合には、その勤務先の名称、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額を摘要欄に記載してください。
- ⑫ 普通徴収の場合は、該当する略号(普A～普F)を記載してください。5月末日までの退職予定者の場合は、その予定日を記入してください。

29	※種 別												※整 理 番 号											
給与支払報告書(個人別明細書)	※区分												(受給者番号) 000-00000015											
	住所 ② 流山市平和台1-1-1												(個人番号) 012345678912											
													(役職名) ① 係長											
													氏名 (フリガナ) ナガレヤマ イチタロウ 流山 一太郎											
種 別		支 払 金 額				給与所得控除後の金額				所得控除の額の合計額				源 泉 徴 収 税 額										
給与等		6,847,500				4,962,750				3,609,846				0										
控除対象配偶者		配偶者特別控除の額		③ 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				④ 16歳未満扶養親族の数				障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数										
有				特 定		老 人		そ の 他		特 別		そ の 他												
○				1		1		1		5		1		1										
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額												
⑥ 100,000				⑦ 50,000				50,000				67,600												
409,846																								
(摘要)																								
⑪ (1) 流山さつき(年少) ⑩-I, II 前職: 有限会社 流山 平成28年3月30日退職 支払金額: 1,500,000円 社会保険料150,000円 源泉徴収税額: 100,000円 ⑫ 普F 2月28日退職予定																								
⑦ 生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		123,456		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額												
⑧ 住宅借入金等特別控除の額の内訳		住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(1回目)		26年8月5日		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住(特)		住宅借入金等年末残高(1回目)												
		1										住宅借入金等年末残高(2回目)												
		100,000										住宅借入金等年末残高(2回目)												
控除対象配偶者		(フリガナ) ナガレヤマ ハナコ				氏名		流山 花子				個人番号		234567890123										
控除対象扶養親族		1 (フリガナ) ナガレヤマ タロウ				氏名		流山 太郎				個人番号		345678901234										
		2 (フリガナ) ナガレヤマ イチロウ				氏名		流山 一郎				個人番号		456789012345										
		3 (フリガナ)				氏名						個人番号												
		4 (フリガナ)				氏名						個人番号												
		1 (フリガナ) ナガレヤマ シロウ				氏名		流山 次郎				個人番号		567890123456										
		2 (フリガナ) ナガレヤマ サブロウ				氏名		流山 三郎				個人番号		678901234567										
		3 (フリガナ) ナガレヤマ シロウ				氏名		流山 四郎				個人番号		789012345678										
		4 (フリガナ) ナガレヤマ サクラ				氏名		流山 桜				個人番号		890123456789										
														⑩-I, III										
未成年者		外国人		死亡退職		災害者		本人が障害者		寡 婦		勤労学生		⑪ 中途就・退職										
														就職 退職 年 月 日 明 大 昭 平 年 月 日										
														○ 28 4 1 ○ 45 5 5										
支 払 者		個人番号又は法人番号 9876543219876 (右詰めで記載してください。)																						
		住所(居所)又は所在地 千葉県流山市南流山1-1-1																						
		氏名又は名称 株式会社 流山																						
		(電話) 04-7158-1111																						

チェックは × や ✓ ではなく、○ 丸印でお願いします。

給与支払報告書の提出は、e L T A Xの電子申告が便利です。詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.eltax.jp/>

5 提出の前に、再度よく確認していただきたいこと

- 総括表に記載された人数と、実際の提出人数に誤りがないか
 - 提出する資料の年度に誤りはないか
 - 提出された個人別明細書に流山市以外の住所の記載がないか
 - 特別徴収として提出する中に、「乙欄」該当の個人別明細書がないか
- ※ 「乙欄」にチェックがある場合は、基本的に普通徴収として判断します。「乙欄」該当の方が特別徴収できる場合は、その旨記載してください。

6 よくある問い合わせ

- ① すでに提出した給与支払報告書の内容を訂正（取消）したい。
→紙媒体：給与支払報告書（総括表、個人別明細書）の余白に『訂正（取消）』と大きく朱書きし、正しいものを再度提出してください。
→e L T A X：申告区分を必ず『訂正（取消）』として、正しいものを再度送信してください。
- ② すでに給与支払報告書を提出したが、提出漏れがあったので追加で提出したい。
→紙媒体：給与支払報告書（総括表）の余白に『追加分△名／1月〇日に提出済』と大きく朱書きし、追加分として提出してください。
→e L T A X：申告区分を『追加』として、追加分の方のみ送信してください。
- ③ 誤って他市の分を送ってしまった可能性があるので、確認して欲しい。
→早急に確認することはできませんので、正しい自治体に再度お送りください。当市でお預かりしても、1月1日に住民登録がなければ原則当市での課税はされません。『取消』分として再度お送りいただいても構いません。
- ④ 普通徴収切替理由書を同封するのを忘れてしまった。
→普通徴収切替理由書のみでの別送ですと、該当者の判別ができません。該当者の一覧表を添付するなどして、普通徴収の該当者がわかるようにしてください。
- ⑤ 特別徴収として提出したが、退職したので普通徴収にしたい。
→退職・転勤等の異動が生じた場合は、「給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書」の提出をお願いいたします。また、転出入等により複数の自治体に提出が必要な場合もあります。提出の際は課税地の住所をよくご確認ください。

給与支払報告書提出期限：平成29年1月31日（火）

〒 270-0192 千葉県流山市平和台1-1-1

流山市役所 財政部 市民税課 市民税係

TEL：04-7150-6073/FAX：04-7159-0946